

空き家対策の新たなサービスを開始します！

- ・職員が空き家の写真を撮ってお送りします
- ・現況を判断して、空き家バンク登録や除却などおすすめの方法をアドバイスします

空き家



写真



- ・空き家バンク登録をお勧めします
- ・除却補助金の利用をお勧めします など

空き家状態情報提供サービスの概要

※原則メールでの対応サービスとなります

1 サービスの内容

- ①職員が空き家の現状写真（外観）を撮影し、状態を確認します。
- ②現状写真に、職員がアドバイスを添えて、申請者へお知らせします。
- ③空き家の状態に応じ、空き家バンク登録や除却補助金のパンフレットをお送りします。

2 サービスが利用できる対象者

- ①空き家の所有者（納税義務者）
- ②空き家の相続人・納税管理人・納税通知書の指定送付先人
（原則、現に勝央町へ固定資産税を納付している方へのサービス）

3 サービス利用の流れ

- ①メール若しくは申請フォームにて別紙申請書を総務部元気なまち推進室あて送付ください。
（Emailアドレス: soumu@town.shoo.okayama.jp）【申請者】
※申請書には、住所、氏名、携帯番号、メールアドレス、空き家の所在地等の記載必須
- ②税務担当部署に申請者がサービス対象者であることを確認します。【総務部】
- ③確認終了後、職員が現地に行き空き家の状態写真を撮ります。（4枚程度）【総務部】
- ④メールにて回答させていただきます。【総務部】
※回答書に、空き家の状態に対する職員の意見を添えてお知らせします。
※空き家の状態に応じ、空き家バンク・除却補助金等のご案内をします。
- ⑤メール・電話等で申請者のご意向をお伺いします。【総務部】

ホームページから

申請書のダウンロード

をして申請

若しくは



電子申請QRコードから申請

【問い合わせ先】勝央町役場総務部元気なまち推進室 電話：0868-38-3111

※このチラシは、すべての納付書に同封していますのでご了承ください。